

## 現行基本指針 課題整理表

	主な論点	現行基本指針における記述箇所	12次基本指針等での対応方向(案)
鳥獣の保護と管理に関する情報の収集基盤の整備	効率的な情報収集や捕獲事業等の評価手法の確立/普及のためには、捕獲情報、生息状況調査の効率化を図るためのシステムの開発が重要である。	P12 第三 3 鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進 P79 第六	鳥獣の捕獲等に係る情報システムの整備、運用を早期に行い、捕獲事業等の適切な評価や鳥獣の適正な個体群管理を効率的に推進する。
狩猟鳥獣のあり方についての論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象種や保護規制等を定期的に見直す。</li> <li>イノシシやニホンジカ等については、管理を強化するために、一般狩猟の促進が重要。</li> <li>外来生物対策における狩猟の役割の整理が必要。</li> </ul>	P8 第 1( ) 狩猟鳥獣	狩猟の多面的な性格を踏まえ、狩猟を鳥獣の管理のツールの一つとして位置づけ、外来鳥獣を含めた狩猟鳥獣の見直しを行う。候補種は指定効果やその社会的影響も踏まえて評価する。ニホンジカのメスの捕獲数の制限を廃止する。
保護と管理の手法に関する論点	指定管理鳥獣捕獲等事業制度が設けられたことを背景に、今後、積極的な管理が進む中での鉛製銃弾等による鳥類への影響が懸念されている。	P20 第七 5 鳥類の鉛中毒の防止	今後、鳥獣の管理が強化される中で、鳥類の鉛中毒の増加が懸念される。水鳥及び猛禽類について、全国的な鉛中毒の発生状況を把握するための科学的知見が不足していることから、効果的なモニタリング手法を検討し、鉛中毒の発生状況を把握する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の農地や生活環境の被害を防止するため、市町村等の公的支援と連携しつつ、農業者自らが行う捕獲を含めた対策の推進が重要。</li> <li>一方、錯誤捕獲、事故等の懸念もあることから、わなの利用状況、捕獲状況、安全確保の実態や課題の把握が必要。</li> </ul>	P4 第一 2(5) 有害鳥獣捕獲	わな等の猟具の事故の発生状況等を調査し、猟具の危険性や鳥獣の保護への支障となる課題を整理しつつ、わなを用いた捕獲の規制のあり方を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の保護及び管理の施策のうち、保護の施策は、一部国の事務を除いて、都道府県が、鳥獣保護区等の指定・管理を行うことにより行われてきた。</li> <li>国立公園、国指定鳥獣保護区等、国が管理す</li> </ul>	P18 第五鳥獣保護区の指定及び管理	・鳥獣保護区における指定効果も踏まえて、その指定や管理のあり方を検討する。

	る地域については、都道府県の特定計画等と十分整合を取りつつ、個体群管理のための対策を取ることも重要である。		
人材育成に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学的で計画的な鳥獣の保護及び管理を実施するために、都道府県等に専門的知見を有する職員の配置が必要。</li> <li>鳥獣保護管理の人材登録事業の登録も少なく、活用も進んでいない。</li> </ul>	P15 第四人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政職員においては、環境省が実施する研修を体系的に実施することにより、専門的職員を育成していく。</li> <li>環境省が実施している鳥獣保護管理に係る人材登録事業について、民間の資格制度と連携して質の向上や登録者数の増加を図るとともに、鳥獣の保護及び管理の現場での活用を促進させる。</li> </ul>
愛玩、傷病鳥獣等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷病鳥獣の救護は、鳥獣の生命の尊重、環境モニタリング、鳥獣保護に係る技術の向上に資する側面がある一方で、鳥獣の積極的な管理が進む状況も踏まえ、救護の対象を絞る運用を進めている都道府県もあるが、依然として管理の対象となる鳥獣が持ち込まれる実態がある。</li> </ul>	P20 第七傷病鳥獣の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の保全の観点も踏まえ、野生鳥獣の管理も考慮した傷病鳥獣救護のあり方を検討し、行政が行う傷病鳥獣救護の対象は、管理の対象となっている鳥獣以外を優先するとともに、民間団体やボランティア等の積極的な取組や連携を推進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>密猟を助長するおそれがあるなど鳥獣の保護の観点から、愛玩目的での鳥獣の捕獲・飼養は廃止の方向で検討する</li> </ul>	P25 第十二 4 愛玩飼養の取り扱い	一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とするメジロの捕獲等については、今後、廃止を検討する。
人と鳥獣との関係	都市化と過疎化が進行する中で、多くの人にとって鳥獣と人の生活との関係が希薄になっている。一方で、鳥獣被害が深刻化している。この中で、人と鳥獣の関係はどうあるべきか、将来的な課題として検討する必要がある。	P5 第一 5 . 鳥獣保護管理事業の実施の方向性	我が国に多様な鳥獣が生息し、その鳥獣は生物多様性の構成要素として重要であるとの認識の元、人と鳥獣との軋轢の解消に向けた人と鳥獣の適切な関係を検討する必要がある。